

政令第二百八十三号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中第十五号を第十六号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 自衛隊法第八十一条の三の規定による重要電子計算機に対する通信防護措置に係る行動の基本に関すること。

第二十八条に次の一号を加える。

六 自衛隊法第八十一条の三の規定による重要電子計算機に対する通信防護措置に係る行動の基本に関すること。

第六十条第四号中「警護出動」の下に「、同法第八十一条の三の規定による重要電子計算機に対する通信

防護措置」を加える。

附 則

この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。